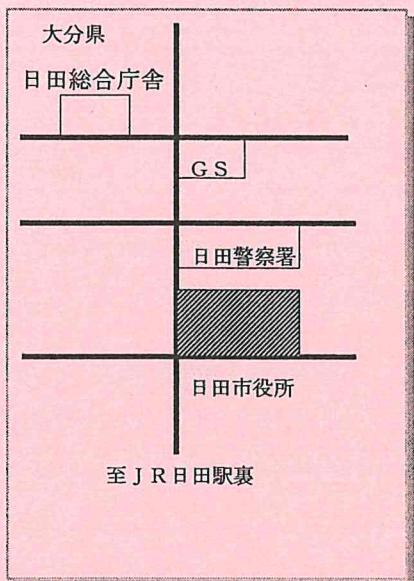


出張労働相談

- 弁護士、労働基準監督官が対応
- 予約不要・秘密厳守・相談無料

会場



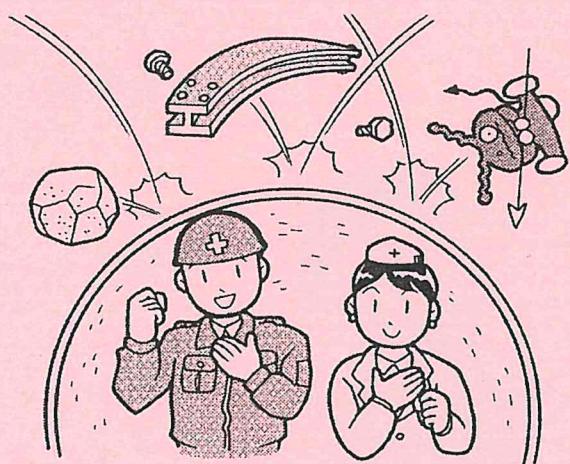
9月22日(水)

受付：13時30分～15時30分
(相談は16時00分まで)

日田市役所
7F大会議室
(日田市田島2丁目6番1号)

※当日は電話相談もできます。

フリーダイヤル：0120-601-540
携帯・スマホ：097-532-3040



【相談事例】

- ・賃金、残業代の未払
- ・長時間労働
- ・パワハラ・セクハラ
- ・年休の5日取得義務化
- ・解雇、退職引き留め

※使用者(フリーランス含む)・労働者ともに相談をお受けします

お問い合わせ先 大分県労政・相談情報センター (県雇用労働政策課労働相談・啓発班)
大分市大手町3-1-1 県庁舎本館7F

フリーダイヤル☎0120-601-540
(スマホ・携帯からは☎097-532-3040)

※ 上記相談日以外も、大分県労政・相談情報センターの相談員が相談をお受けしております。

働くこと、職場での悩み事は、 労政・相談情報センターへ

労働相談専用ダイヤル「労働110番」

☎ 0120-601-540

(スマホ・携帯からは ☎ 097-532-3040)

相談時間 8:30~17:15
※土日、祝日を除く



【最近の相談事例から】

- Q. 就職が決まり、働きはじめましたが、会社の労働条件がはっきりしません。特に文書などはもらっていないです。法律ではどうなっているのですか。
- A. 法律では、労働契約締結の際に、賃金や労働時間などの労働条件を労働者に書面で明示しなければならないとされています。会社に対して労働契約書を文書で交付するよう、まずは求めてみましょう。

退職強要

不当解雇

不払残業

マタハラ



いじめ

賃金未払

有給休暇

パワハラ

大分県
(労政・相談情報センター)